平成２９年（フ）第３１８号
川崎市川崎区京町１丁目２番７号　レオパレス八丁畷　208
破産者　前田　　孝
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９７号
川崎市中原区小杉町１丁目541番地３
破産者　藤川　義仁
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６０２号
川崎市中原区上丸子山王町２丁目1208番地６104
破産者　水野　直昭
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６１９号
川崎市川崎区渡田１丁目17番12号
破産者　三上真之介
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６５２号
川崎市川崎区小田５丁目12番29―103号　ナイスアーバン川崎小田
破産者　舘岡　伸子
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町５丁目98番地
破産者　ハウスクリーンこと　板橋　和仁
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３０号
岐阜市宇佐東町17―11　レジデンス辻202号（開始決定記載の住所）岐阜市宇佐東町17―11　レジデンス202号、住民票上の住所岐阜市西改田松の木56番地10
破産者　浜野　浩司
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２７７号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５－２―13ふかざわハイツ202号、住民票上の住所静岡県富士宮市内房3894番地の３
破産者　深澤　正樹
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第７８号
静岡県富士市西柏原新田275番地の９
破産者　大磯　雅和
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５２５号
静岡県磐田市小島126番地３
破産者　桑原マルセロ　マサトシこと　クワバラ　マルセロ　マサトシ
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２８８号
静岡県浜松市南区楊子町222番地
破産者　山下　友一
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３０１号
静岡県袋井市岡崎3998番地の１
破産者　鈴木　嗣利
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４１１号
静岡県磐田市二之宮649番地２　ヴィオラＭ―202号室
破産者　赤塚　　愛
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４４３号
京都市伏見区南浜町248番地
破産者　津田　謙一
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３３０号
京都市南区吉祥院南落合町40番地　十条団地３棟202号、前住所京都市南区久世上久世町820番地２
破産者　小山真紀こと　李　　真紀
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４１３号
兵庫県伊丹市北伊丹２丁目77番地４、破産手続開始決定時の住所京都府向日市物集女町クヅ子12番地の２　ハピネスコープ　201
破産者　大塚　友章
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４９３号
京都市上京区今小路通御前通西入紙屋川町864番地の３
破産者　藤本　充敏
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５５１号
京都市上京区御前通今小路上る馬喰町890番地２　プレアデス201号
破産者　新康商事こと　小林　康二
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７０１号
京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町２番地の２
破産者　藤井　　博
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係